

東日本大震災により住めなくなった家の住宅ローン、残っていませんか？

「個人版私的整理ガイドライン」を利用すると…

例えば

借入残高 1,900万円



借入残高
200万円

免除額 1,700万円

↑ 返済200万円(自宅跡地分)

住宅ローンの免除を受けることができます。

(注) 債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。



「個人版私的整理ガイドライン」を利用することにより、住宅ローンなどの免除を受けることができます。

(注) 債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

まずは相談から **相談無料**

個人版私的整理ガイドライン運営委員会
コールセンター

☎ 0120-380-883

●岩手支部 ☎019-606-3622 ●宮城支部 ☎022-212-3025 ●福島支部 ☎024-526-0281

受付時間/平日 9:00~17:00

ガイドラインを利用した場合の成立事例は、裏面をご覧ください。

ホームページからも
アクセスできます。

私的整理ガイドライン

検索

<http://www.kgl.or.jp/>

金融庁



東北財務局

「個人版私的整理ガイドライン」を利用した場合の成立事例

Aさん(男性・岩手県)のケース

- 東日本大震災で自宅が全壊し、現在仮設住宅に居住している。
- 勤務先が被災し異動となったが、収入に大きな変化はない。しかし今後仮設住宅を退去する際にはあらたな住居費負担が発生することから、今後の返済について不安になった。居住できなくなった自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから個人版私的整理ガイドラインの利用を検討し、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に相談した。

■ ガイドライン成立前の借入残高

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高:1,900万円

■ ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高:200万円 免除額:1,700万円

↑一括返済200万円(自宅跡地分)

結果

- ①義援金350万円を受領したが、それを含めた現預金600万円について自由財産の拡張が認められた。
- ②自宅跡地については、手元に残った現預金より200万円を一括返済することとし、結果として、自宅跡地を手元に残し、**1,700万円の借入の免除**を受けることができた。

Sさん(男性・宮城県)のケース

- 東日本大震災で自宅が半壊となり、現在借上げ住宅に居住している。
- 震災により収入が減少し、借上げ住宅を退去する際には家賃負担も発生することから、今後の返済について不安になった。居住できなくなった自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから個人版私的整理ガイドラインの利用を検討し、弁護士に相談した。

■ ガイドライン成立前の借入残高

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高:2,600万円

■ ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高:800万円 免除額:1,800万円

↑自宅売却金一括返済700万円+分割返済100万円(毎月3万円返済)

結果

- 自宅を処分※することとしたが、**1,800万円の借入の免除**を受けることができた。

※自宅を処分せず免除を受けられるケースもあります。

Tさん(男性・福島県)のケース

- 東日本大震災で自宅が流出し、現在仮設住宅に居住している。
- 震災により収入が減少し、仮設住宅を退去する際には家賃負担も発生することから、今後の返済について不安になった。流出した自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから個人版私的整理ガイドラインの利用を検討し、弁護士に相談した。

■ ガイドライン成立前の借入残高

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高:2,000万円

■ ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果

〇〇銀行 (住宅ローン) 借入残高:100万円 免除額:1,900万円

↑自宅跡地売却金一括返済100万円

結果

- 自宅跡地を処分※することとしたが、**1,900万円の借入の免除**を受けることができた。

※自宅を処分せず免除を受けられるケースもあります。

「個人版私的整理ガイドライン」を利用するメリット

1 個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。



2 国の補助により弁護士費用はかかりません。

(注)運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります



3 手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されています。義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。

(注)被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。



本制度は被災された方の生活再建を支援するための制度です。まずはご相談を!

相談無料 個人版私的整理ガイドライン運営委員会 コールセンター

0120-380-883

●岩手支部 ☎019-606-3622
●宮城支部 ☎022-212-3025
●福島支部 ☎024-526-0281

受付時間 平日 9:00~17:00